

ようこそ市民課窓口へ



マイナンバーカードを作ってみませんか？

●マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号（マイナンバー）と本人の顔写真などが記載されています。

●マイナンバーカードでできること

- 本人確認書類として利用できます。
- e-Tax（国税電子申告・納税システム）などの電子証明書を利用した電子申請など、さまざまなオンラインサービスを利用することができます。
- 健康保険証として利用できます。

そのほか、あなただけの「マイナポータル」にアクセスできるようになります。マイナポータルでは、国からの給付金などを速やかに受け取ることができる公金受取口座の登録ができるほか、住所変更に便利な「引越しワンストップサービス」の利用、国民年金の手続き、税情報や世帯情報などの確認ができます。

●申請方法

郵送やスマートフォン、パソコンから申請できます。また、市役所1階市民課のマイナンバーカード窓口でも申請を受け付けています。詳しくは市ホームページをご覧ください。



今なら
**QUOカード
5,000円分
プレゼント**



令和5年3月1日以降に初めてマイナンバーカードの申請をした人を対象に、QUOカード5,000円分をプレゼントしています。市独自の特典が受けられる今がチャンス！この機会にぜひ、マイナンバーカードを作ってみませんか。

忘れていませんか？カードの受け取り

「カードの申請はしたけれど受け取っていない」という人は、カードを市で保管している可能性があります。受取期限はありませんが、早めの受け取りをお願いします。マイナンバーカードを申請した人には、概ね1か月で交付通知書（ハガキ）を発送し、受取案内をしています。心当たりがある場合は問い合わせください。

○**交付通知書を持っている人** 必要書類などを持参し、市役所1階市民課のマイナンバーカード窓口で早期の受け取りをお願いします。カードの受け取りは原則本人の来庁が必要です。

○**交付通知書を持っていない人** 市に交付通知書が返送されている可能性がありますので、問い合わせください。

自宅訪問申請受付を行います

初めてマイナンバーカードを申請する人が対象です。

市役所への来庁が難しい人やインターネットによる申請が不慣れな人の自宅を職員が訪問。申請書の作成から顔写真の撮影まで、すべての手続きをサポートします。詳しく問い合わせください。

●引越しワンストップサービスが便利です

「引越しワンストップサービス」は、市区町村窓口での行政手続きだけでなく、ライフライン（電気・ガス・水道）などの民間手続きも含め、引越しに伴う手続きを一括してオンラインでできるサービスです。すでに、マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルを利用して転出元市区町村への転出届の提出や、転入予定市区町村への来庁予定の連絡ができます。今後はライフラインなどの民間手続きもマイナポータルと連携できるよう、国と民間事業者による検討が進められています。

●オンライン転出のメリット

- (1)オンラインでできる！（これまでの住所の市区町村窓口原則に行かなくてよい）
 - (2)いつでもできる！（窓口開庁時間を気にせず手続きできる）
- ※転入届はオンライン転出を行った本人が窓口で手続きすることが必要です。

●手続きの流れ

- STEP 1 ▶マイナポータルへアクセス
- STEP 2 ▶届出情報などの入力
- STEP 3 ▶電子署名・送信

※入力内容の不備などにより市区町村窓口から連絡があった場合は、その内容に従って対応してください。

※マイナポータルから転出届の提出を行った後は、各種案内に沿って、引越し先の市区町村窓口で転入届などの手続きを行ってください。

●サービスを利用できる人

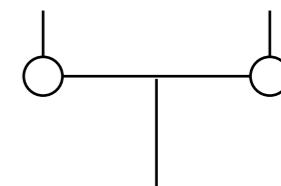
- (1)日本国内の引越しをする人
 - (2)電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている人
- ※自身のみの引越しのほか、自身と同一世帯員、自身以外の世帯員の引越しでも利用できます。



▲サービスの詳細はこちら

これからは

オンラインを利用して
手続きをまとめて簡単に



まとめてスマホから
手続き可能



●戸籍の広域交付が始まります

～身近な市区町村窓口で手続き～

令和6年3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律が施行され、戸籍謄本などの広域交付ができるようになります。「本籍地の市区町村窓口で請求する」「郵便で請求する」というこれまでの方法に加え、新たに「最寄りの市区町村窓口で請求する」ことができるようになります。※戸籍抄本や電子データ化されていない戸籍・除籍は請求できません。※戸籍を請求できる人が、市区町村の窓口で請求する必要があります。

本人確認のため、マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類を持参してください。

※戸籍を請求できる人は、本人、配偶者、父母・祖父母など（直系尊属）、子・孫など（直系卑属）です（右図参照）。

